

平成23年12月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成23年12月12日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年12月12日 午前10時00分議長宣告

応 招 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不 応 招 議 員

な し

出 席 議 員

1 番	西島	寛道	2 番	村田	晨吉
3 番	木田	鈴美	4 番	岡田	久雄
5 番	岩田	剛	6 番	森田	泰雄
7 番	古川	昭義	8 番	村田	忠文
9 番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠 席 議 員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	参 与	浦田 博史
教 育 長	松田 定	理事（総務担当）	西島 栄治
理事（民生担当）	加賀山 睦	理事（事業担当）	中村 秀一
理事（上下水道担当）	松山 正伸	理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博

会計管理者 (会計課長兼務)	藤林 学	教育次長 (学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務)	木田 修司
総務課長	脇本 和弘	企画財政課長	木田 昭弘
税務課長	小川 清	住民福祉課長	嶋田 昌弘
高齢福祉課長 (地域包括支援センター所長兼務)	花木 秀章	保健医療課長 (保健センター所長兼務)	小川 淳一
建設課長	奥山 英高	上下水道課長	中島 一也
いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦	社会教育課長 (図書館長兼務)	木村 坂次

学校給食センター所長 田村喜代一

会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 書 記 駒 修次	議 会 書 記 乾 浩朗
議 会 書 記 寺井 佳孝	

町長提出議題の題目

- 1 平成23年度井手町一般会計補正予算(第3回)
- 2 平成23年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)
- 3 平成23年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 4 平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- 5 専決処分の報告について
- 6 専決処分の報告について
- 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

開 議

午前10時00分

議 事 日 程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

6 番 森田 泰雄

11 番 谷田 操

# 平成23年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第14号 専決処分の報告について
- 第6 報告第15号 専決処分の報告について
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第8 議案第45号 平成23年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第9 議案第46号 平成23年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第47号 平成23年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第48号 平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦勞さんでございます。

本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。

議員各位におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、行政当局につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、平成23年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、6番、森田泰雄議員、11番、谷田 操議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月22日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの11日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件、ほか2件、平成23年度補正予算4件、専決処分の報告2件、諮問1件、並びに一般質問の6件であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、あいさつを町長よりいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3ヶ月間は、町民体育大会や文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期であります。私もこの間多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望等聞かせていただきましたし、町政への期待の大きさも再認識することができました。また、去る11月6日に開催をいたしました第26回国民文化祭井手町「川柳の祭典」も、全国の川柳愛好者や町内外からの数多くの参加者のもと、盛大に開催することができ、私たちのふるさと井手町の自然や歴史、文化を発信する絶好の機会となりました。当日の参加者は昨年の岡山大会を上回り、歴代1位であり、川柳作品も4万7,000を越える応募であったようですし、参加者からは町を挙げての取り組みや丁寧で温かい対応に数多くの賞賛の声をいただきました。これもひとえに町内諸団体をはじめ、ボランティアの皆さんなど多くの住民の皆様のご協力の賜物と、心より感謝しているところであります。さらに、先月27日には、水害及び土砂災害を想定し、自主防災組織を中心に消防団や行政が連携しながら、より実践に近い防災訓練を実施してまいりました。防災訓練を毎年実施していることもあり、自主防災組織の充実が図られている状況でありますので、今後も住民の防災意識の高揚と、災害に強い安心・安全のまちづくりの充実に向け、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。現在、地方自治体を取り巻く環境は、雇用情勢や企業業績の悪化による税収減や、国の震災復旧財源確保のための国庫補助事業予算の削減等により、今後大幅な財源不足が予測される一方で、社会保障経費の増加が見込まれるなど、町財政は一段と厳しい状況にあります。今後においても急速な円高、株価の変動等により景気の好転が期待できないことから、行財政運営に十分な注意が必要であると考えております。しかし、財政が厳しくなろうとも、このような事態に備えてこれまで積み立ててまいりました基金を有効に活用して、住民サービスが後退することのないよう、また住民の方々からお聞きしたことをできるだけ来年度予算に反映できるように努めてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第42号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件ほか9件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第42号は、下水道計画区域内の受益を伴うための条例の一部改正であります。

議案第43号は、保育施設の名称変更や、多子世帯の負担軽減を図るため、3人目以降の子供の保育料を無料化に伴う条例の一部改正であります。

議案第44号は、子育て対策として実施してまいりました中学校卒業までの医療費助成を、完全無料化にするための条例の一部改正であります。

議案第45号は、平成23年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2,307万7,000円の増で、補正後の一般改正予算は37億4,482万6,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係であります。平成17年度に導入した基幹業務システム更新のためのサーバー機器及びデータ移行に係る費用に2,100万円計上いたしております。

次に、民生関係では、来年度から中学卒業までの子供の医療費完全無料化に係るシステム改修等に107万9,000円、子育て支援事業の一環として園事業の啓発や子育て支援センター情報の発信機能を充実するため、3保育園に掲示板購入等に151万円、それぞれ計上いたしております。

次に、衛生関係では、後期高齢者医療費保険者を対象とした健康診査の受診費用に282万3,000円計上いたしております。

次に、農林関係では、アライグマ防除京都広域協議会の費用負担に2万4,000円計上いたしております。

次に、消防関係では、府道上狛城陽線、井手小学校前の道路拡幅工事に伴う消防車庫の移転費用に388万円計上いたしております。

次に、教育関係では、井手小学校前の道路拡幅工事に伴う、外溝工事等の設計委託業務に105万円計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、府支出金151万円、繰越金1,387万6,000円、諸収入769万1,000円計上いたしております。

議案第46号から議案第48号までの3件は、いずれも平成23年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

報告第14号及び報告第15号の2件は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであ

ります。

諮問第2号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、11月分の例月出納検査結果報告及び上下水道課より水道分析結果報告書を受領し、それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

要望書等でございますが、これは皆さんで熟読していただき、今回は配付するにとどめたいと思います。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受け付け順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

議長（木村武壽） 中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 事前通告しております2点について、一般質問を行います。

まず、平成24年度予算の編成方針についてであります。

汐見町長は本年8月の町長選挙公約の中で、人口減少対策委員会の設置や子育て支援策としての保育園での保育料の見直しなど、具体的な政策を掲げておられます。来年度予算の財源については、国内景気の停滞による税収減や国政調査結果による人口減少による地方交付税等の減収も考えられますが、これまでの経験豊富な行政手腕を大いに発揮していただき、この難局を乗り切っていただきたいと思っております。

そこで、汐見町長5期目の本格的な予算編成時期であります、平成24

年度予算の編成方針についての基本的な考えと税収見通し、現時点での主な予定事業をお伺いいたします。

2番目として、井手町「川柳の祭典」の成果と今後の活用についてお伺いいたします。全国各地からさまざまな文化活動に親しんでいる個人や団体が集まり、発表、交流する日本最大の文化祭典が、第26回国民文化祭・京都2011として府内各地で開催され、本町での催しとして、井手町「川柳の祭典」が11月16日泉ヶ丘中学校を会場として盛大に開催されました。準備段階から多くの住民が大会に向けて協力していただき、町全体で取り組んでいただいた結果、全国からの参加者にも満足していただいたようであります。町内の参加では、川柳投句に小・中学校から成人まで、アトラクションでは保育園児から民俗芸能保存会の方々などの参加があり、井手町の魅力や住民間の力強いつながりが全国に発信できました。そこで、この祭典での投句人数や投句数など、開催の成果についてお聞きします。

次に、この祭典を土台として、井手町を川柳の町として社会教育や学校教育で取り組んではとありますが、今後の活用をどのように考えておられるのかお聞きします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

なお、2点目につきましては、担当の方から答弁させます。

1点目の平成24年度の予算編成方針についてであります。3月11日に発生した東日本大震災や原子力災害は甚大な被害をもたらし、国民生活や国内の生産活動に大きな影響を与えております。また、デフレや急速な円高、欧州の財政不安による海外経済の低迷などにより、国内経済は予断を許さない状況にあります。このような中、地方公共団体を取り巻く環境は、雇用情勢や企業業績の悪化による税収減や国の震災復興財源確保、財政健全化に向けた歳出削減などにより、今後大幅な財源不足が予想されるとともに、社会保障費の増加が見込まれるなど、地方財政は一段と厳しさが増すものと思っております。また、本町の財政は町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金など依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応

によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。このような状況ではありますが、私はこれまでからまちづくりの主人公は住民との認識のもと、関係団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後もこの基本姿勢を堅持しつつ、5期目の公約の実現と住民参画のもと策定いたしました第4次井手町総合計画を着実に前進させてまいりたいと考えております。平成24年度の税収見通しにつきましては、平成24年度が固定資産の評価替えの年でありまして、土地につきましては引き続き下落傾向が続き、家屋についても新築家屋も少なく、在来分の経過年数を反映することから、固定資産税や都市計画税で約2,500万円程度減収見込みであります。また、個人・法人町民税につきましても、現在の経済、景気の動向や生産年齢人口の減少などによりまして増収は見込めず、平成23年度をさらに下回るものと予測をしております。したがって、歳入の柱であります町税の減少により、一般財源が不足することから、大変厳しい予算編成になる見通しであります。しかし、このような厳しい事態に備え、これまで積み立ててきた基金を有効に活用しながら、住民サービスが後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、以前から実施してまいりました道路、上下水道等の生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、差別解消に向けた人権啓発の推進など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、本町の大きな課題であります人口減少問題につきましては、町外の有識者と町内の住民団体の代表者などからなる（仮称）人口減少を食い止めるための検討委員会におきまして、課題解決に向けた取り組みなどについて検討していただきたいと考えております。また、利便性向上のためのJR奈良線の複線化に向けた取り組みや、町道1号線の梅溪橋架け替え、本町の魅力を高めるための歴史的施設等活用した親しみの持てる道づくり、安心・安全のためのバリアフリー整備や備蓄物資購入、行政の情報化のための基幹業務システムの更新、さらには、子育て支援のための3人目以降の子供に対する保育料無料化や中学校卒業までの子供に対する医療費の完全無理化、教育環境の充実のための泉ヶ丘中学校における海外派遣事業やスポーツクラブ活動支援の拡充とともに、環境に考慮した教育施設の整備を図るため、地域の特性に合った小・中学校のエコスクール化の調査研究などに取り組んでまいりたいと考えております。来年度の予算につきましては、

こうした点を十分念頭に置きながら編成してまいりたいと考えております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 中坊議員の２点目の井手町「川柳の祭典」の成果と今後の活用についてのご質問にお答えいたします。

国民文化祭京都２０１１井手町「川柳の祭典」の取り組みにつきましては、本大会成功に向けて町内諸団体をはじめ、ボランティアの皆さんなど町全体として取り組んでいただき、全国から参加された皆さんを温かくお迎えするとともに、円滑かつ充実した大会運営をすることができました。ご参加いただいた皆さんからも、町を挙げて取り組んでいる様子がよくわかった、スタッフの方の対応が丁寧だった、中学生のお出迎えのあいさつがすがすがしかったなど、賞賛の声を数多くいただきました。これは、従来からの住民一人一人が協力し合い、町をよくしていくために一丸となって取り組んでいこうという思いが実を結んだものと考えておりまして、関係者の皆様に感謝をしているところであります。また、川柳関係の高校生・一般の部の当日参加者は、昨年の岡山大会８７０名を上回る歴代最高の９１１名となりました。当日投句総数は３，８２８句、うち井手町内の投句数は１７８句で、事前投句をあわせると高校生・一般の部で２万８，６５６句であり、小・中学生の部の事前投句１万８，４４２句を合わせますと、実に４万７，０９８句という多くの作品が寄せられたところであります。さらに、国民文化祭「川柳の祭典」開催に向けて関係者のご努力により、長年の懸案となっていました井手町文化協会の設立を見たことも大きな成果の一つかと思っております。井手町文化協会では、この間文化講演会や作品展示発表会などの取り組みが進められ、多くの住民の参加をいただいたところであります。同様に、川柳サークル井手川柳会の設立や、川柳の祭典のアトラクションの取り組みを通じて、民俗芸能保存会活動の充実や、各コーラスサークルの連携も図られてきましたし、物産展、模擬店の取り組みを通して井手町の物産、味覚を全国に発信することができたことも成果であろうかと考えております。今後は、この川柳の祭典で得られた成果を生かして、井手町文化協会に加盟する井手川柳会を中心とした活動や、井手玉川大学などの講座を通じて、住民の取り組みを支援したり、学校においても国語の時間を活用するなどして児童・生徒の作

句を進めていくことも重要かと考えております。これらの取り組みが、国民文化祭次期開催県への川柳作品応募や井手町さくらまつりの一環として取り組まれている井手町橘諸兄文学賞の川柳部門への積極的な応募につながっていけばと期待しているところであります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 1点目の予算編成の中で、奈良線複線化に向けてという答弁ありましたけども、現状ではどのような工事というのはまだ具体的に発表はないですけども、今後、その発表後、井手町の負担金が出てくると思います。現在限られた財源の中からこつこつと貯めた基金はありますけども、最低でもどれぐらい要るような予算というのか、見通しはあるんですかね。複線化に向けて負担金の見通しについてお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 今のJR奈良線につきましては、京都府とJRと精力的に詰めを行ってもらっています。負担金、どれぐらいになるかというご質問でありますけれども、負担割合がどうなるのか、いわゆるJRと京都府と沿線市町の負担割合はどうなるのか、それと整備内容がどうなるのかということになって、大きく変わってきますので、今のところ負担金のどれだけ持ち出すかという見通しについては、まだわからないということであります。

議長（木村武壽） 再質問。ありがとうございます。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 事前に通告しております2点につきまして、質問をいたします。

まず1点目ではありますが、予算執行の進捗状況についてであります。予算に計上された事業はできるだけ早期に執行されるのが望ましいというのは言うまでもありません。地域住民の利便性向上と地域経済の活性化のため、予算の早期執行は大変重要でありまして、地域経済に大きなインパクトを与えることとなります。今年度計上の事業は、今年度中に執行するのが基本であ

りまして、原則であります。そこでまず、今年度当初予算に計上されました各種事業の執行状況についてお伺いいたします。当初予算の普通建設事業計上分のうち、玉泉苑の駐車場、北口公園のバリアフリー整備、予算額が936万円、2番目が町道1号線の道路改良、予算6,000万円、3番目が玉川砂防公園整備、予算2,450万円、それから4番目が水防倉庫移設整備、予算額1,380万円、5番目、谷川ホテル公園整備、予算額370万円、それから6番目に町道44号線道路改良、予算額1,637万円、以上の事業の工事の進捗状況はどのようになっておりますか。未実施の場合は、その理由と工事完了までの見通しについてお伺いいたします。また、各区から出されております要望事項のうち、実施が決定しているにもかかわらずいまだに未実施のものがああります。各区から早急に実施してほしいという要望が非常に強く上がっております。各区からの要望事項で既に実施予定となっている事業で未実施となっている事業について、なぜ実施が遅れているのかその理由についてもお答え願いたいと思います。

今年度も既に8カ月が経過しておりまして、残すところあと4カ月となっております。残る4カ月で全事業が完了するよう努力を願いたいと思います。また、繰越明許となっている14事業のうち、まだ執行できていない事業はどれなのか、お答え願いたいと思います。今年度中にすべて執行できるのか。中でも商工費の観光案内充実事業としまして、案内看板の設置としまして、予算額760万円が計上されております。これについては、何カ所に設置する予定で既に何カ所が設置済みなのか、今年度中にあと何カ所設置する予定なのかをお答え願いたいと思います。

2点目、旧マンガン鉱山採掘跡地に進入禁止の看板設置をとということで、提案をしたいと思います。

数十年前に、マンガン鉱の採掘のためにたくさんの坑道が掘削されました。年数が経過いたしまして、地盤が緩んで、最近数カ所で落盤がしておりまして、大変危険な状況であります。これから年末にかけて、山菜をとるため山に立ち入る人がふえると考えられます。また、現地は人家に近く、子供が山で遊ぶことも考えられます。もし陥没したところにはまったら、全く自力で出ることができないぐらい深い穴も開いております。町道からも近い場所であり、事故が起きる前に早急に進入禁止の看板を設置するべきであると考えますが、どうでしょうか。該当箇所は私有地でありますので、行政としても

いろいろと制約があると思いますけれども、町道に立入禁止等の啓発看板を立てる等の対策はできると思うんです。どのように考えておられるのか。また、土地の所有者に注意喚起を行っていただいて、早急な対応を要請する必要があると思いますが、どのように考えてるのか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の予算執行の進捗状況についてであります。一つ目のバリアフリー整備の玉泉苑駐車場整備は、既に契約を締結し、1月末完成の予定であります。また、北口公園の整備は、既に契約を締結し、12月中の完成予定であります。

二つ目の町道1号線道路改良は、梅溪橋から府道上狛城陽線多賀バイパス交差点までの道路改良を予定しておりまして、12月下旬に入札を予定しております。

三つ目の玉川砂防公園整備は、既に休憩席は完了しており、あずまやは現在設計積算を進めておりまして、1月に入札を行い3月完成予定であります。

四つ目の水防倉庫移設整備は、既に設計監理を委託しており、現在、地元区長や消防団と水防倉庫の配置場所などを協議しておりますので、決定次第入札を行い2月末完成予定であります。

五つ目の谷川ホタル公園整備は、現在あずまやの設計積算を進めておりまして、1月に入札を行い3月完成予定であります。

六つ目の町道44号線道路改良は、所有者の了承を得られ次第入札を実施したいと考えております。

次に、繰越明許となっております14事業につきましては、完了した事業が4カ所、事業執行中が9カ所でありまして、未執行は商工費の観光案内看板設置の1事業でありまして、繰り越ししている事業につきましては今年度中に事業を完了する予定であります。なお、観光案内看板の設置は、玉水駅と山城多賀駅の2カ所に設置する予定であり、現在設置する看板の形状やデザインの検討中でありまして、まとめ次第発注したいと考えております。

2点目の、旧マンガン鉱山採掘跡地に進入禁止の看板設置についてであります。議員ご指摘の採掘跡地の一部を調査しましたところ、町道より少し

離れた山中に落盤跡と思われる場所を2カ所確認しました。まずはこの箇所  
の所有者を調査したいと考えております。なお、対策につきましては、廃止  
鉱山を所管する経済産業省と協議したいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務理事。

理事(西島栄治) 街灯やカーブミラーのお尋ねと思いますので、私の方か  
ら答弁させていただきます。

街灯やカーブミラーにつきましては、毎年5月上旬から7月中旬に各区の  
要望を受け、8月下旬から9月上旬にかけて各区長に現地確認をお願いしな  
がら、10月上旬に設置箇所を決定し、入札事務を進めているところであり  
ます。ことしも街灯につきましては11月30日に入札執行し、カーブミラ  
ーにつきましても本日入札を終えましたので、順次設置していくこととなっ  
ております。

議長(木村武壽) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 今、6カ所の事業の進捗状況をお伺いしましたけれども、  
この中でも、今急いでいただいていると思いますけれども、もっと早くでき  
るものがあつたんじゃないか、もう少しスピーディーに執行をやっていただ  
きたいというように思います。特に、土建業の多い我が町としましては、建  
設事業というのは非常にインパクトが強いものですから、できるだけ早く実  
施していただいて、町に活気をつけていただきたいなというふうに思います  
ので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、特に谷川ホテル公園のあずまやですけれども、1年以上前から  
柱が腐りまして傷んでおります。観光客も結構高神社、それからホテル公園  
のあたりをうろうろされます。非常に見苦しいんですね。もっともっと早く  
やっていただかないと、非常におそい。動きがおそいと思いますので、いず  
れの工事もそうですけれども、もっと早く、今、理由をお伺いしてましたら、  
やむを得ないと思われるものはほとんどないと思います。もっと早くでき  
るんじゃないかと思っておりますので、急いでいただきたいというふうに思います。

それから、区の要望に関しましては、この間区長集まって、いろいろとご

説明をいただいたようであります。内容的にもきちっと検討していただいて、実施いただくようでありますので、これはいいんじゃないかというふうに思います。街灯のポールも立っておりますし、もうできるんじゃないかと。これもできるだけ早く実施していただきたいというふうに思います。しょっちゅういろいろな電話がかかってまいりますので、できるものから順次早くやっていただきたいというふうに思います。

それから、商工費の観光案内ですけど、看板、これ、760万というのは2カ所の看板なのでしょうか。2カ所だけで760万も計上されておるのでしょうか。もっとほかにあるのでしょうか。お伺いします。

それから、マンガン鉱山の採掘跡地の看板設置であります。町道に進入禁止の看板ぐらひはすぐにでも設置できるんじゃないでしょうか。道路から陥没箇所、見えますので、非常に危ないと思います。早急にこの看板だけは設置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) ただいまの岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、商工費の看板につきましては、設置箇所は2カ所でございます。事業費の中で修繕を要する箇所ということで予算の確保もしております、これも同時に行いたいなというふうに考えております。なお、事業の執行については早期完成を目指してやっていきたいというふうに考えております。

マンガンの跡地についてであります。町道から見える場所ということで、まず一つは議員もご指摘のとおり、民有地の中にあるということで、我々行政がどこまでやるのかということもあまして、管轄が問い合わせたところ経済産業省というようなこともございます。民有地についても所有者の確定も必要やということで、今、調査も始めたところでございます。今後経産省と協議をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 現地を、穴を埋めるとか、工事に入るとかいうことは、それはそれとして所有者にやっていただかないかと思ひますけれども、これから12月になりますと、木を切りに山へ入る方がかなり多くなると思ひ

んです。進入禁止の看板ぐらひは町で立てれるんじゃないですか。別に国に相談する必要ないと思います。町の判断でできると思いますよ。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 岩田議員の質問にお答えしたいと思います。

私が申し上げましたのは、まず、民有地であるということで、町道が陥没していたら町道すぐに通行どめという形にはなるわけなんです、町道から民有地へ入ったところということで、民有地への立ち入りについては基本的に多くの不特定多数の方が入るべきものではないというふうに考えているところでございまして、今後進め方等につきましては先ほど申し上げましたとおり、相談をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長(木村武壽) 次に、村田晨吉議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 村田晨吉議員。

2番(村田晨吉) 2番、村田晨吉です。

先に通告しておりました次の2点についてお伺いいたします。

まず最初に、住宅用太陽光発電システム補助金制度についてお伺いいたします。地球温暖化が深刻化し、その原因となる二酸化炭素の排出をできるだけ抑える低炭素社会への転換が急がれている中、2011年度は国が実施する太陽光発電システムの補助金が、1キロワット7万円から4万8,000円に減額されたとはいえ継承されました。京都府下でも、井手町を含め15の自治体が独自の補助制度を取り入れており、井手町においても1キロワット3万円、上限10万円までを補助するため、約200万円の予算計上がされておりませんが、これまでの当町における申請件数及び補助額をお伺いします。また、再生エネルギー固定価格の買い取り制度が24年7月からスタートいたします。制度施行へ向け、今後、買い取り価格や買い取り期間の設定が進められます。制度を活用し地域や自治体で雇用をつくり、地域経済でお金が回る仕組みづくりを目指すべきであります。やれることはいろいろあると考えられます。井手町では公共施設での太陽光発電システム設備を進めています、さらにほかの施設や町営住宅にも拡大する計画をつくり順次進めること、一般住宅への設置補助金を増額すること、一般住宅に限らず集合

住宅や事業者にも対象を拡大すること。システム設置のための低利融資制度の創設、発電電力量に応じた電力買い取り価格への上乗せなどの支援ができるのではないのでしょうか。町内の中小企業者や農業、商工業団体などが共同で発電設備を設置していくことなども援助する仕組みをつくり、応援することも考えるべきではないのでしょうか。町として再生エネルギー、固定価格買い取り制度活用に積極的に取り組むお考えはないか、お伺いをいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いをいたします。

2010年度における京都府下での有害鳥獣における被害総額は7億円に達しております。この問題に対しましては、各市町村とも苦慮するとともに、取り組み方も千差万別であり、これは効くという対策も玉石混交であります。猿が出てきた場合どこへ通報したらよいかわからない方もおられ、警察に通報される方もおられると聞き及んでおります。本年度も禁猟期に入りましたが、11月15日午前8時ごろ、南部公民館近くの小学校の通学の待ち合わせ場所に大きな猿が2頭発見されており、また11月19日18時ごろ、子供3頭と親イノシシがフルーツライン近くで発見されたほか、あちこちから情報が来ております。井手町における有害鳥獣駆除費は、当初予算100万円から補正予算で約460万円に増額されておりますが、9月議会以後、対策協議会は設置されたのでしょうか。また、おりの施工はどの程度進んでいるのでしょうか。その成果はあらわれているのか、補助制度について周知徹底されているのかをお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 村田晨吉議員のご質問にお答えいたします。

1点目の住宅用太陽光発電システム補助金制度についてであります。本町では平成22年度より井手町住宅用太陽光発電システム設置費補助金として取り組んでおりまして、平成22年度は8件の申請があり補助金額は77万5,000円、23年度は6件の申請があり補助金額は57万8,000円で合計14件135万3,000円であります。

次に平成24年7月から適用されます再生可能エネルギー固定価格買い取り制度につきましては、資源エネルギー庁において、太陽光のほかに、地熱、中・小水力、風力、バイオマス発電も新たに買い取り対象とすることとし、細部の買い取り価格や期間などについて検討中と伺っております。また、新

制度においては、認定された設備を用いた発電に対し、発電量に応じた単価で買い取りし、対象は発電量全量となる予定と伺っております。なお、現制度の太陽光発電の余剰電力買い取り制度は、新制度においても従来どおりの契約内容で余剰電力の買い取りが継続されると伺っております。

町としましては、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

2点目の、有害鳥獣対策についてであります。まず、国の鳥獣被害総合対策事業に伴う井手町有害鳥獣対策協議会につきましては、平成23年10月24日に設立し、同日第1回会議を行いました。

次に、さくの施工につきましては、町が資材を購入の上協議会に貸与し、協議会は対象農家に資材を貸与することとしておりまして、農家自身がさくを設置するという事業であります。現在、協議会において圃場の調査を実施しており、今後この調査結果に基づき必要な資材を投入することとしております。また、この制度の周知につきましては、協議会を通じて行ってもらうことと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 住宅用太陽光発電システム補助制度は、京田辺市では非常に評判がよくて、予算を相当増額されております。井手町においても長期的な展望を考えていただきまして、これ以上の予算足りないという気もするんですけども、その点は十分考慮していただき、十分住民に対応していただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（木村武壽） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田です。

事前に通告しておりました次の3点につきまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、土砂災害防止の取り組みについて質問いたします。平成13年施行の土砂災害防止法では、土砂災害のおそれがある場所を都道府県が警戒区域に指定すると、市町村は避難場所などを住民に周知するためハザードマップを作成して配布することが義務づけられています。また、市町村の

防災計画に、避難勧告を発令する基準なども記載しなくてはなりません。本年9月の台風12号の被害で、土砂災害への警戒が改めて重視されるようになりました。警戒区域制度が住民に十分に生かされていくことが求められています。そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、土砂災害防止法とはどのような法律なのか。また、土砂災害警戒区域とはどのような区域なのか。土砂災害危険箇所とはどのような箇所なのか。

2、本町において、土砂災害警戒区域とはどの区域なのか。また、土砂災害危険箇所は何か所あるのか。

3、土砂災害ハザードマップ作成についての考え及び近隣市町村の作成状況について。

4、かつて、大正池の決壊により甚大な人命被害等がありました。昭和35年10月に完成したコンクリート重力式のダム、現在の大正池の安全性、耐震についてお伺いします。また、玉川の砂防（流木どめ）について、土石流をどの程度抑えることができるのか、お伺いします。

5、和歌山、奈良で起きた土砂崩れダムがもし玉川上流で発生した場合に、避難区域はどこまで広がると考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成について、お伺いいたします。かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し第4位になったが、1980年以降再び増加傾向にあります。高齢者を中心に、肺炎で亡くなる人は年間8万人にも達しており、特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴です。高齢者は肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めています。高齢者の肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっています。近年、肺炎球菌の抗生剤に対する耐性化も問題になっており、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。しかし、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種には健康保険が適用にならないため、自己負担が大きいとして、現在公費助成を行う自治体が全国的にふえてきており、2011年5月1日の時点では44都道府県、439自治体となっております。そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、肺炎球菌ワクチンとはどのようなワクチンなのか。

2、最近の肺炎の特徴と、なぜ注目されるようになったのか。

3、肺炎球菌ワクチンの効果の持続期間は。

4、京都府の取り組み及び近隣市町村の実施状況について。

5、本町の公費助成についての考えをお伺いいたします。

次に、教職員、自治体職員のメンタルヘルス対策の推進についてお伺いします。近年、うつ病など精神疾患により病気休職する教員や自治体職員は少なくありません。直近の文部科学省調査（2010年12月発表）によると、精神疾患が原因で休職した公立学校の教員は平成21年度に過去最高の5,458名を記録し、17年連続で増加しています。また、病気休職者全体に占める精神疾患の休職者数の割合も年々高くなってきており、平成12年度には46%であったのに対し、平成21年度では63.3%にも上るなど、事態は深刻の度を増しています。これは教職員の実態ですが、自治体職員においても同様の傾向にあると思います。教員、自治体職員のメンタルヘルスの問題は、個人の健康管理上の問題にとどまりません。特に教員であれば児童・生徒の学習や人格形成に大きな影響を及ぼします。さらに保護者や地域の学校教育そのものへの信頼も揺るがしかねない、極めて深刻な課題であると思います。そこで、次のことについてお伺いします。

1、本町のうつ病など精神疾患により病気休職している教員、役場職員の過去3年間の実態について。

2、疾病の早期発見、予防のための健康チェックの実施、メンタルヘルス教育研修の実施、パンフレットなどによる啓発活動、産業医の専門医の配置、相談窓口の開設について。

3、産業医の設置基準及び近隣市町村の設置状況について。

4、精神疾患により休職している教員、役場職員の職場復帰への取り組みについてお伺いいたします。

以上であります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の土砂災害防止の取り組みについてであります。まず、一つ目の土砂災害防止法につきましては、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存宅地の移転促進などのソフト対策を推進しようと

するものであります。また、土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域で、知事が指定することになっております。なお、土砂災害危険箇所とは、一般的に土砂災害による危険のおそれがある箇所をいいます。

二つ目の、本町における土砂災害警戒区域指定箇所につきましては、自然現象の種類別に土石流危険渓流は20カ所、急傾斜地崩壊危険箇所は30カ所あり、区域別には有王地区で土石流が14カ所、急傾斜地が14カ所、井手地区は土石流で2カ所、急傾斜地が7カ所、多賀地区は土石流が4カ所、急傾斜地が9カ所であります。

三つ目の土砂災害ハザードマップ作成につきましては、京都府の土砂災害の警戒区域などに関するデータをもとに、木津川や町内4河川が破堤した場合を想定した井手町洪水ハザードマップ内に土砂災害警戒区域などを表示したものを各戸配布し、周知を図ってきたところであります。

また、近隣市町村の作成状況につきましては、本町と同様の対応をされていると伺っております。

四つ目の大正池の安全性、耐震性につきましては、京都府に確認したところ、設計基準は土地改良事業計画設計基準及び河川管理施設等構造例に基づき、設計震度は最大の0.12となっており、震度の階級に当てはめると震度5であり、安全は確保されていると伺っております。また、3月に発生した東日本大震災においても、大正池と同じ基準でつくられた重力式コンクリートダムで決壊したダムはないと聞き及んでおります。しかし本町としては、想定以上の地震が起こったことから、大正池コンクリートダムの耐震診断や決壊した場合の影響調査の実施、さらには安全性を常時監視するための観測計器の設置及びシステムの整備などを京都府に要望しているところであります。

次に、玉川砂防堰堤流木どめの効果について、京都府に確認したところ、計画流出土砂量約1万7,300立方メートル、流出流木量約6,100立方メートルに対し。現在の堰堤でとめられる土砂量約1万8,400立方メートル、流木量約7,400立方メートルで、土砂、流木ともすべてとめられる計画と伺っております。

五つ目の避難区域に関する質問につきましては、土砂ダム発生の前から避難区域を想定することは困難と考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦） 岡田議員の２点目の肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。まず、肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中でもっとも多い肺炎球菌という細菌に有効な予防ワクチンであります。肺炎球菌ワクチンは、すべての肺炎を予防するワクチンではありませんが、接種することで肺炎球菌によって引き起こされる気管支炎などの感染症を予防する効果があります。

最近の肺炎の特徴につきましては、かぜや発熱の治療に抗生物質が効きにくい耐性菌が増加していることから肺炎を起こし、亡くなられる方の９５％は６５歳以上の高齢者であると言われております。また、最近の新聞、テレビ等のマスコミ報道により、肺炎の予防に肺炎球菌ワクチンの効果が取り上げられ、肺炎球菌ワクチンが注目されています。

肺炎球菌ワクチンの効果、持続期間につきましては、１回のワクチン接種後１カ月で免疫量が最高値に増強され、約５年程度免疫量が持続し、その後徐々に低下するとされています。

京都府の取り組み及び近隣市町村の実施状況につきましては、現在京都府での制度はなく、府内の市町村では和束町が平成２３年４月から実施され、宇治田原町においては１２月議会で補正予算が成立後、平成２３年１０月にさかのぼり実施されるとお聞きしております。

本町の公費助成につきましては、高齢者の負担軽減を図るためにも、国や府に財政措置を求めながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 岡田議員の３点目の教職員、自治体職員のメンタルヘルス対策の推進についての、教職員に係るご質問にお答えいたします。

本町において精神疾患により病気休職した教職員は、平成２０年度から２２年度までの３年間で３名でありました。

次に、メンタルヘルス対策につきましては、管理職である校長が常日ごろから教職員の心身の健康状態の把握に努めるとともに、職場環境の改善を継続的に進め、率先して明るい職場づくりに取り組むことが重要と考え、各校長に日常的な声かけなどきめ細かな対応を求めているところであります。ま

た、教職員自身がストレスや心の健康について理解し、積極的にセルフケアを実践するなど、みずからの心身の健康の保持・増進に努めることも極めて大切なことでもあります。そこで、京都府総合教育センターのメンタルヘルス講座への参加を促したり、京都府教育委員会が策定しました教職員の心の健康にかかわる対応と職場復帰支援の手引きを活用して、すべての教職員の認識を深めるとともに、疾病の早期発見・早期対応に努めているところであります。また、公立学校共済組合が実施しております心の健康チェックシートの活用や電話相談、面談による相談活動などの事業もあり、教職員への周知を図っております。

産業医の設置基準につきましては、常時50名以上の職員を雇用している職場が対象となっており、本町の3小・中学校はその対象とはなっておりません。また、京田辺市、八幡市、宇治田原町の綴喜地方の小・中学校についても、同様の状況であります。

最後に、職場復帰の取り組みにつきましては、教職員の任免の権限を有する京都府教育委員会の制度として、出退勤時刻、職場での滞在時間、内容等を段階的に調整しながら、職場復帰に向けた作業などに治療の一環として取り組むならし勤務制度や、非常勤講師を配置して当該教職員の授業の軽減や作業の軽減を図るリハビリ勤務制度などがあります。本町教育委員会といたしましては、これらの制度を活用して職場復帰ができるだけスムーズに進むよう、本人、主治医と校長が十分相談しながら取り組んできたところであります。

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 岡田議員の3点目の自治体職員に係るご質問にお答えします。

本町において精神疾患により病気休職した役場職員は、平成20年度から平成22年度までの3年間で1名であります。

次に、メンタルヘルス対策につきましては、毎年職員を対象として身体診察をはじめ聴力検査や血液検査、胃部・大腸検査など20種類の検査項目の健康診断を実施しております。その検査項目の内科健診において医師の間診があり、職員が直接自身の健康や心身の相談ができるようになっており、そこで健康チェックの実施を行っております。

また、メンタルヘルス教育研修の実施、パンフレットなどによる啓発活動、

産業医等の専門医の配置、相談窓口の開設につきましては、まず、疾病に対しての相談等については、専門的な知識やノウハウが必要であり、町独自で対応することは困難であることから、京都府市町村職員共済組合において、メンタルヘルスセミナーの開催や、心と体の健康電話相談、面接相談の窓口が設置されており、内容によっては医師とも相談ができるようになっております。なお、これら相談窓口の各職員への周知につきましては、当該組合の機関紙や職場単位でのビラを配布して行っております。

産業医の設置基準及び近隣市町村の設置状況につきましては、設置基準につきましては先ほど教育次長が述べたとおりであり、近隣市町村の設置の状況については、本町の職員数よりも多い市町につきましては既に選任されており、本町並みの職員数の町では選任に向け協議されている状況であります。本町といたしましても現在産業医の選任に向け検討しているところであります。

最後に、職場復帰の取り組みにつきましては、当該職員が職場復帰する際には復帰届を提出させるとともに、就業することが可能であるかどうか、また復職する場合の留意点などについて医師の所見が確認できる診断書を添付させており、それらの内容に従い配慮しながら職務に従事させるよう対応しております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 済みません、そしたら、2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず最初に、肺炎球菌ワクチンのことですが、テレビなんかでよく宣伝されていたということで、住民からの問い合わせなどはあったのか、お伺いたします。また、私の周りでも最近高齢者の方が亡くなられることが多くて、病気で亡くなられるんですけども、最後に聞くのはやっぱり肺炎で亡くなるということをよく聞きますので、ぜひとも肺炎球菌のワクチンの公費助成を早く実施していただけるように要望したいなというふうに思っております。

もう1点は、メンタルヘルスの件ですが、産業医等の専門医を役場に設置できないようであれば、役場が専門医と契約をして教員、役場職員が

そこへ行けば個人情報十分守られて気楽に病気の相談ができるように、そのような支援をぜひ役場の方でもお願いしたいなということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの岡田議員の再質問ですけれども、住民からの問い合わせにつきましては、庁舎の方で2件、それと保健センターの方で1件、これまで電話での問い合わせがありました。

以上でございます。

議長(木村武壽) いいですか。

それではこの際、暫時休憩します。20分まで。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島寛道議員。

1番(西島寛道) 事前に通告しておりました2点について、お伺いします。

まず1点目であります。泉ヶ丘中学校海外派遣事業についてお伺いいたします。世界経済の冷え込み、また円高による日本経済へのダメージが深刻化しております。これまでの日本経済は輸出に頼り国内消費に重点を置いてきました。しかし、円高による輸出の低下、人口の減少による国内消費の低下など、非常に厳しい状況が続いています。一方では、韓国、中国が非常に力をつけ、日本企業を脅かしています。中国は世界の工場、市場とまで言われ、世界を相手にビジネスを行ってきました。韓国でも、国内消費だけでは発展できないと早くから海外に目を向けビジネス展開を行い、今では日本をしのぎ世界のシェアを獲得してきています。同じアジアでどうしてこうも違いが出てきたのでしょうか。日本では早くから海外に目を向け、電化製品、自動車を売り込んでシェアを奪ってきたはずですが、では、どうしてかと考えますと、日本は戦後の著しい経済発展で豊かな国になり、海外に行かずとも国内での十分な生活ができるようになりました。海外に行きたがらない日本の若者とメディアも叫んでいます。もっと積極的に海外に出るべきだと思

ます。それにはまず若いときから英語に触れ、外国人と触れる必要があるのではないのでしょうか。産業規模の小さな本町にとって、子供たちは未来の希望であり、学校教育の向上は必要不可欠であります。本町では保育園からAETによる外国語活動が実施されていますが、町長は今回5期目の町長選の公約の中で、泉ヶ丘中学校においても海外派遣事業のお話をされていましたが、本町の教育委員会は具体的にどのような派遣構想を考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目ではありますが、アレルギーと学校給食についてお伺いします。世界的に食物アレルギーは先進国を中心に増加傾向にあります。日本は現在、食物負荷検査の普及により、血液検査や皮膚テストに比べ正確な診断が行われている世界でも有数の国であり、治療法においては免疫治療法が有効と言われております。しかし、胃腸炎など副作用の問題、治療に長期間かかるなど、すべての人が順調に改善するとは言えないと聞いております。現在、町内の保育園では、アレルギー疾患などの幼児には担任の先生、栄養士、主治医、保護者が連携をとりながら、代替給食などの対応をしておられると伺っていますが、小・中学校ではアレルギー疾患を持つ子供には、毎月の献立表とは別にすべてのメニューの原材料名を載せたものを配布されていて、献立の確認はできるものの、食べられないメニューは代わりに自宅からの持ち込み食品での対応になっていると伺っております。現在、小・中学校にアレルギー疾患により学校給食のすべてのメニューを食べられない子供たちは何人ぐらいおられるのでしょうか。また、今後の対応はどのように考えているのか、お伺いします。

以上です。お願いします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の泉ヶ丘中学校海外派遣事業についてではありますが、社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、海外の文化・伝統・自然などに接し、人々との交流を通じて国際感覚豊かな人材を育成していくことは、重要な課題となってきました。一方、議員ご指摘のとおり、近年、海外に留学する高校生や大学生の減少など、日本の若者はいわゆる内向き志向にあるのではな

いかといった懸念の声も聞かれている状況にあります。このような中、文部科学省において外国語能力の向上に関する検討会が設置され、国際共通語としての英語力向上のための具体的施策について検討がなされてきているところでもあります。そこで、本町におきましては、未来を担う児童・生徒の夢の実現を応援していきたいという汐見町長の思いを踏まえて、また、小学校の外国語活動がスタートし、英語検定にチャレンジする中学生が出てきているこの時期に、外国の学校との国際交流を進めるとともに、泉ヶ丘中学校の生徒を海外に派遣する事業を実施したいと考えております。現在、京都府の国際課を通じて相手校の選定作業を進めるなど準備に着手しているところであり、事業内容は相手校との協議で今後具体化していくこととなりますが、学校間の国際交流では、例えば手紙やメールのやりとりにより学校や住んでいる町の様子を交流し、異なる文化や生活について互いの理解を深めていくような活動が考えられます。また、海外派遣では、代表者を公募して派遣するといった構想を持っておりまして、1週間から10日間程度、派遣先でホームステイを中心とした活動をするものにしたと考えております。派遣した生徒には学校間交流の中心となるとともに、派遣後も当地で学んだことを学校や地域に広めてくれることを期待しております。

なお、相手校の意向により、外国の生徒を本町に受け入れる相互派遣といったことも予想されます。近々に学校を交えた準備会も発足しようと考えていますが、こうした事業を実施することにより、将来国際感覚とグローバルな視野をもって活躍するための基礎を培うとともに、小学校の外国語活動と中学校の英語教育を結んで一層の充実を図り、魅力的で信頼される学校づくりにつながっていけばと考えているところでもあります。

次に、2点目のアレルギーと学校給食についてであります。現在、小・中学校に食物アレルギー疾患により学校給食のすべてのメニューを食べられないという児童・生徒はおりませんが、食材別の食物アレルギー疾患対応を必要とする児童・生徒については小学校8名、中学校1名であります。

次に、今後の対応についてであります。食物アレルギーというのは原因となる食材も多く、あらわれる症状も人によってさまざまであり、個々の状況に応じた慎重な対応が求められております。例えば、最終調理過程の段階で食物アレルギーの原因となる限られた食材だけを加えない、いわゆる除去食という方法が考えられます。保育園や自校方式で行われているような少人

数給食とは違い、センター方式のように大量の食材を使って食数の多い給食をつくる場合、きめ細かく除去給食を行うのは困難な状況にあります。今後の検討課題であろうかと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

1 番（西島寛道） 2 点目のアレルギーと学校給食の件ですけれども、近隣の市町村はどのような状況になっておられるのかをお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 近隣におけるアレルギー児童・生徒に対応する対応ではありますが、まず、除去食につきましては、最終段階で除去します除去食のような状況で、卵を除去している町が2カ所ございます。2カ所は、宇治市以南の自治体において2カ所ということになります。また、それ以外にゴマを除去している町が1カ所ということになっております。

以上です。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 1 1 番、谷田です。

通告に基づきまして、4点にわたって質問をさせていただきます。

1 番目は給食食材の放射性物質の検査についてであります。毎日子供たちが口にする小・中学校、保育所の給食について、内部被曝を防止するため万全の体制が必要だと思っております。私は11月24日開かれました総務文教常任委員会を傍聴いたしまして、委員の皆さんとご一緒に実際に小学校の給食を試食させていただきましたが、その際、米については100%町内産のヒノヒカリを使っている、牛肉は個体識別表示で産地が明確にできる、野菜などは町内産の調達を業者、農協だそうではありますが、要請をして困難な場合でもできるだけ山城産を要請をしているという説明がありました。保育所の場合、給食食材の調達の現状はどのようになっていますか。食材は、米、牛肉、地元野菜だけではありません。650食分そろわないという場合も考えられ

ます。海洋汚染の実態というのは全く、今、不明でありまして、水産物についても非常に不安があります。加工品もございます。現在の国の暫定規制値による出荷制限というものは抽出調査によるものですから、すべての食材について流通しているから心配ないとは言い切れない面がございます。保育所、小・中学校問わず、すべての給食食材の放射性物質の検査を行うべきではないか、伺います。

消費者庁が検査機材の購入や検査の委託、職員の研修などに地方消費者行政活性化交付金という、そういう交付金の活用を勧めております。都道府県には7月29日付で通達が出されておりました、京都府ではまだ活用されている例も少なく予算にも余裕があるというふうに、京都府の方に府会議員を通じて問い合わせますとそういうお話でございましたので、ぜひ活用を図って給食食材の放射性物質検査に生かすべきではないでしょうか。放射性物質の検査がすぐに行えないというもとでも、できる限りの食材の産地公表を行い、保護者にも情報提供すべきであります。他の市町村でも徐々に進んでおりました、京田辺市の方では保護者の要望に沿いまして産地公表をするということを表示されております。本町でもまず献立表への産地表示や牛肉の個体識別番号の公開、ホームページでの公表など可能なことから情報公開すべきと思いますが、町長、教育長のお考えを伺います。

二つ目に、町内の放射線量測定についてであります。町が購入しました放射線量測定器での測定結果がホームページで公表されておりますが、この機器の購入先や予定価格、落札価格、何社が入札に参加したかなどの入札状況、メーカーはどこになったのか、仕様はどういうものか、それを選定した理由、選定に当たって専門家と協議しながらということ随分言われてきましたので、どういう協議されたのか、機器の主な特徴について説明を求めたいと思います。また、11月7日の6カ所の測定結果というのが公表されているんですが、測定はどのようにやったのか、町職員が測定したのか、測定方法の詳細はどういうものか、専門家による測定結果の分析というのは行われたんでしょうか。今後の測定場所や頻度などの計画や公表の予定はどうお考えでしょうか。住民から、自宅ですとか自分の近くの公園などはかってほしいというような要望があった場合、それを受け付けるという考えはおありでしょうか、伺います。

3点目、学校教育の充実、済みません、これは間違いです。最初の質問事

項の3点目に載っています生活保護費からの滞納請求についてというのが正しい記述であります。訂正をお願いしたいと思います。

町が生活保護費から介護保険料などの過去の滞納を請求している実態がございませう。憲法で保障されました最低生活費である保護費から、受給開始前の滞納であっても差し押さえや天引きなどの強制徴収というものは、法律で禁じられております。保護費を受け取る窓口で、過去の未払いについては生活保護でも納入義務はありますと、当然のことですが、保護費から少しずつでも払ってもらえませんかと窓口で言われますと、請求されますと、受給者は断りきれないと言うてはります。また、月々幾ら払うという誓約書を担当部局が書かせているわけですけれども、それを書きますと、今日は特に生活が大変なのでという場合でも変更してほしいと言いくいんだという訴えがございました。窓口では既に町から徴収する額を記入された生活保護費支給票というものがあまして、引き去る額を引き去った現金が納入されていると。滞納額をこれだけ払いますという納付書もつけられているわけで、その場合なかなか変更しにくい。実質的には天引きが行われていると言わざるを得ません。役場の事務手続をやりやすくしたいという、そういう視点しかないんじゃないでしょうか。今回明らかになった例では、高齢者の方の5万7,705円という少ない生活扶助費から、毎月1万円滞納を納付させていたという例がありました。本人同意があると言いますが、生活保護費受給者という弱い立場への理解と最低生活をどう維持するかという配慮がないと思いません。現年度の住宅家賃ですとか水道料金などの公共料金については、保護費の最低生活費の中に計算がされているわけですから、本人同意のもとに引き去りを代行するということはあり得る措置だと考えていますけれども、滞納分というのは同じ扱いにするべきではないんじゃないでしょうか。現在、同様に町税や国保税、介護保険料、住宅使用料、保育料、水道料金などの過去の滞納分を生活保護受給者から支払わせている例というのは、それぞれ何件、今あるのでしょうか。町税や国保税の過年度分の徴収は、京都府税機構の方に移管されていると思いますが、執行停止されているものがあります。税機構の滞納徴収における執行停止の基準というのはどうなっていますか。ほかの自治体ではほとんど保護費支給が銀行振り込みになっておりまして、本町が行っているような保護費の支給窓口で現金で滞納を払わせるというようなやり方は行われていないことが多いわけですね。少なくとも町税の執行停止の

基準に準じて、他の滞納分も執行停止にするべきではないでしょうか。本人の同意を得ている納付する場合でも、保護費支給と同時に払わせる天引き同様のやり方は改めるべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

四つ目に放射線等に関する副読本についてであります。文部科学省が福島第一原発の事故を受けまして、放射線等に関する副読本というのを作成いたしました。改訂でありますけれども。小学生用のものでは原発そのものの写真などは一切出てきません。福島第一原発の事故についても、「放射線を出すものが発電所の外に出てしまいました」と、前書きの部分に軽く記述するのみで、本文には一切出てこないというような代物であります。今一番子供たちに伝えなければならない原発や放射性物質の危険性について触れずに、新たな安全神話をつくり出すような内容になっています。産業界での活用例とあわせて、放射線が身近な存在であることを強調して多くのページを割いています。一方で、原爆や原発事故の影響を過小評価しているのも特徴であります。小学生用の「放射線を受けるとどうなるの？」という項目には、「たかさんの放射線を受けてやけどを負うなどの事故が起きています」とか、「広島と長崎には原爆が落とされ、多くの方々が放射線の影響を受けています」というようなことがあります。原爆はもとより、1999年の東海村で起こったJCOの臨界事故でも、被曝による死者が出ているにもかかわらず、「やけど」とか「影響」とかいう、そういう紹介しかありません。いかにも原爆や原発事故の被害を小さく見せて、原発依存を続けようという意図がありありと見える内容になっています。放射線の量と健康については、「一度に100ミリシーベルト以下の放射線を受けた場合、がんなどになった明確な証拠はない」などと記述をしております。放射線のがんの原因から除くという理由もないのに、いかにも原因でないかのような誤解を与える非常に不適切な記述となっています。放射性物質の半減期についても図つきの例がありまして、1カ月後に放射性物質の個数が半分になる例というのが挙げられておまして、事故の心構えとして「時間がたてば放射性物質は空気中に含まれる量が少なくなって、マスクをしなくてもよくなります」とか、「事故が収まってくれば、それまでの対策をとり続けなくてもよくなります」などと書かれておまして、放射能の影響が簡単に消えるかのような誤解を与えております。今、除染の焦点となっております半減期が半永久的に長い核種の存在に

はふれていないというものです。こういう特定の意図を持った副読本は、子供たちの科学的な認識を培う上で有害であり、使用するべきではないと考えます。本町で活用する計画をお持ちなのかどうか伺いたいと思います。

以上であります。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 谷田議員の1点目の給食食材の放射性物質検査についてのご質問で、学校給食に係るものについてお答えいたします。

まず、給食食材の放射性物質の検査についてであります。現在使用している給食食材は、米は町内産、野菜は地元や山城産を優先し、他の地域からの購入については産地証明をとっておりますし、牛肉は個体識別番号を確認の上使用しています。その他の食材につきましても、京都府学校給食会や株式会社京都フーズにおいて食品検査をし、安全が確認されたものを使っておりますので、本町独自に特段の検査は考えていないところであります。

次に、食材の産地証明や牛肉の個体識別番号の献立表、ホームページでの公表についてであります。牛肉を含めたすべての食材については、給食実施日の前日か当日に納入されることから、献立表、ホームページで事前に公表することは不可能な状況でありますし、以降の公表についても、数多くの食材を使用することから、献立表、ホームページにおいて一つ一つの食材の産地証明、牛肉の個体識別番号を公表することは、事務的に非常に煩雑な作業となることから大変困難な状況にありまして、公表することは考えておりません。なお、保護者からの個別の問い合わせにつきましては、丁寧にお答えしたいと考えております。

次に4点目の放射線等に関する副読本についてであります。放射線等に関する副読本につきましては、文部科学省において、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所での事故発生とその後の状況を考え、放射線についての学習に資するため、小・中・高校の校種別に作成されたものであります。作成に当たりましては、放射線等や学校教育の専門家8名、現職教員5名からなる副読本作成委員会を設置して、執筆・編集されたもので、放射線の基礎知識や放射線による人体への影響、事故が起きたときの対応などについて記載されており、児童・生徒の学習はもとより、教員にとっても指導

の一助となると考えております。本町におきましては、小・中学生の児童・生徒分の副読本及び担任教師分の解説編を申し込み、今後、理科や社会、保健体育、総合的な学習の時間等の学習との関連を考慮しながら活用する予定としております。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦） 谷田議員の1点目の給食食材の放射性物質検査についてありますが、保育園給食に係るものについてお答えします。

まず、保育園の給食食材調達につきましては、商工会で構成されています保育園物資納入業者と保育園が協定書を締結し、商工会において調整された納入業者から給食食材の調達を行っているところであります。食材につきましては、牛・豚肉類は個体識別表示で産地が明確なもの、米及び野菜・果物は町内産及び山城産を使用しておりますが、入荷困難な食材につきましては、産地証明のある安全な食材を調達しているところであります。給食食材の放射性物質検査及び食材の産地証明や牛肉の個体識別番号の献立表及びホームページでの公表につきましては、保育園においても、先ほど教育次長が答弁いたしましたとおりであります。

次に3点目の、生活保護費からの滞納請求についてありますが、現在、生活保護受給者が滞納分を納付されている件数につきましては、町税ゼロ件、国税ゼロ件、介護保険料3件、住宅使用料24件、保育料1件、水道料25件であります。税機構における滞納処分の停止基準につきましては、地方税法に基づき滞納者の所得や財産状況を総合的に判断し、生計が維持できるかを見きわめ、滞納者の生活が損なわれるおそれがある場合には、滞納処分の停止を行うこととされております。町税の執行停止基準に準じて他の滞納分も執行停止すべきとのことですが、これまでも谷田議員に説明させていただいたとおり、本人同意のもとに納付されていることから、徴収方法の変更は考えておりません。なお、生活保護費の支給について、他の自治体ではほとんど銀行振り込みになっているとのことですが、それは市のことであり、町村の場合は京都府が実施機関であるため、すべて窓口支給となっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 西島総務理事。

理事（西島栄治） 谷田議員の2点目の、町内の放射線量測定についてであります。まず、放射線測定器の選定理由につきましては、空間のガンマ線が測定でき、マイクロシーベルトの単位で計測できる機種を選定しており、仕様につきましてもそれらに合致したものとなっております。また、入札状況につきましては、入札参加業者は株式会社三省堂、株式会社大同、有限会社平井式ポンプ工業の3社で、予定価格は49万2,000円、落札価格は48万8,000円、落札業者は株式会社大同であり、その結果、日立アロカメディカル株式会社製シンチレーションサーベイメーターTCS-172Bを購入することとなりました。

専門家との協議の内容につきましては、京都府の専門官や専門業者に、町内の測定場所や計測方法、公表する際の表記の仕方などを協議し、また、機器納入時には専門業者とともに現地へ出向き、具体的に計測してきたところでもあります。なお、機器の主な特徴につきましては、可搬式であることや高感度であること、またデータ記憶機能があることでもあります。

次に、11月7日の測定につきましては、総務課の職員が測定し、測定結果につきましては、京都府内の場合0.01マイクロシーベルトから0.2マイクロシーベルトまでであれば自然界での通常の数値であると、京都府や専門業者から伺っておりまして、今回測定した町内の3小・中学校のグラウンド、3保育園の園庭の計6カ所の数値につきましては、その範囲内です。

また、測定場所につきましては専門家と協議しておりますので、今後も同じく当該6カ所で測定を予定しております。

さらに、公表につきましては、これまでどおり毎月測定した日を基本に、ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

住民からの測定要望につきましては、依頼があれば必要に応じ職員が現地まで赴き、測定をしていきたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） まず、給食の問題ですけれども、先ほどアレルギーの除去については保育園とか自校方式だとやりやすいという話があったんです

が、放射性物質を検査するということになりますと、逆にセンター方式の方がまとまって食材が集まっていますので、そこで一遍にやれるというふうなことで利点があるのではないかと思います。文科省も補助金出してるんですね。消費者庁とは別に。ただ、文科省の補助金は東日本に限るということで、京都は対象になっておりません。しかし、消費者庁の方の補助金というのは、交付金という形ですけれども、職員の研修等にも使えるし、検査を独自で行ったり委託をしたりということにも使えるということなので、使い勝手がいいのではないかと思います。ぜひ研究をしてほしいと思いますが、学校給食会や京都フーズから入れているということですが、学校給食会や京都フーズの検査方法というのを詳細につかんでおられるのか、どういう形になっているのか、少しご説明をお願いしたいと思います。

それと、事後であっても煩雑なので公表は難しいという話でしたが、産地証明もついているからということであればできるんじゃないかと。京田辺市がやると言っていますから、ぜひそれも参考にさせていただいて研究をしてほしいと思いますが、一つ具体的な質問としては、山城産という定義、山城産をできるだけお願いしているという山城産の範囲というのはどこなのでしょう。それと、民生理事の方で、肉の話で、牛や豚の個体識別表示というお話があったんですけども、豚は個体識別の番号というのはいってませんので、それはないと思うんですけども、その確認をお願いしたいと思います。

それと、2点目ですが、放射線量測定ですけれども、私も民間の住民団体が独自で購入された機器を使って、井手町の中も測定をされておられるのに同行したりしているんですけども、範囲は言われたとおりの通常の範囲でありまして、安心を今しているところですが、測定してますと、うちもはかってほしいという要望があるんです。腐葉土、マスコミで話題になった腐葉土とか、うちの近くの公園も来てもらえませんかというようなことがあったり、公道ではかかってますと今何ぼ出てるんですかというようなことを問い合わせを、わざわざ車とめてお聞きになる方があったりしまして、非常に関心が高いと思います。高価な機器ですし、勝手に触るわけにはいけませんから、もし住民から要望があれば必要に応じて行きますよと言っていたことは大変いいことだと思いますので、ぜひそういう要望が寄せられましたら、積極的に応じていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

放射線の副読本についての質問ですけれども、本町は生徒分や教師の分を申し込み、今後活用をというような話やったんですが、申し込みをされたんですか。ちょっとその辺が理解しにくかったので、もう既に子供の分、教師の指導書、申し込みをした、それでこれから活用するということなのか、いや、今後申し込んで活用することを検討するというのか、どっちなのか、もう一度答弁をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) ただいまの谷田議員さんのご質問であります、まず食材等の公表につきましては、京田辺市で進められているということは確認しております。ただ、先ほどお答えしましたように、その事務量は非常に膨大な量でありますので、先ほどお答えしましたとおり公表は考えておりません。また、機器につきましても、測定する予定をしていないことから、それを活用をする予定はございません。

それと、山城産の範囲でございますけれども、宇治以南の山城地域ということでもあります。

あと、検査方法については、所長の方からお答えいたします。

また、副読本の関係であります、申し込みにつきましては既に済ませておりまして、今後入ってきたらそれを活用するというところでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 田村学校給食センター所長。

学校給食センター所長(田村喜代一) それでは、学校給食会なり京都フーズの検査方法でございますけれども、検査方法につきましては、メーカーの方でやっておりますので、この検査方法についてはどのような形でやられるかは聞き及んでおりませんが、成分表の提出等については、京都府学校給食会、京都フーズの方から提出をいただけるようになっておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) 保育園給食の答弁の中で、牛と豚肉の件でございますが、議員が言われましたように、牛につきましては個体識別番号はとっております。

すが、豚につきましては個体識別の表示はございません。したがって、厚生労働省の監査安全課による放射能測定マニュアルというものを豚肉については対応しているところであります。

以上でございます。

議長（木村武壽） 再質問。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 済みません、京都府の学校給食会であれ、さまざまな納入業者であれ、今は国の暫定規制値をクリアしたということで流通しているものを使っているということなんです。しかし実際、検査をすり抜けてと言いますか、さまざまな要因によって流通してしまったものの中から放射性物質があらわれたりしているわけで、必ずしも絶対に安全とは言い切れないというのが、今の日本の現状なわけです。このようなことが起こってしまった大もとの原因を断たなければ、本当に安心はできないわけです。原発をなくすしかないということですけど、今現在起こっている事態については、万全にも万全の態勢をとるというということで、やはり給食食材については何とか検査を、全量できるような態勢をとってほしいということは強く要望して、終わりたいと思います。

議長（木村武壽） これにて一般質問を終結します。

この際、暫時休憩します。時間は1時10分までとします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第5、報告第14号、専決処分の報告に入ります。

この件につきましては、地方自治法第180条の第2項の規定に基づく報告事項ですから、理事者より報告を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村事業担当理事。

理事（中村秀一）

（報告第14号を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で、報告第14号、専決処分の報告を終わります。

次に、日程第6、報告第15号、専決処分の報告に入ります。

この件につきましては、地方自治法第180条の第2項の規定に基づく報告事項ですから、理事者より報告を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一)

(報告第15号を朗読説明)

議長(木村武壽) 以上で、報告第15号、専決処分の報告を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時23分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦)

(諮問第2号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、1人ずつ採決を行います。

これより、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

嶋田昌和氏を意見なしすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。

よって、嶋田昌和氏を意見なしに決定しました。

次に、丸山敦子氏を意見なしすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。

よって、丸山敦子氏を意見なしに決定しました。

次に、日程第 8、議案第 4 5 号、平成 2 3 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第 4 5 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2 番（村田晨吉） 4 点ほどお伺いしたいんですが、8 ページのこの歳入、移転補償費というのは、これはどこから入ったのかということと、京都市町村消防費消防賞じゅつ基金協会解散清算費というのはどういようなものかということをお聞きしたいんですが。それから 1 4 ページの 2 目の予防費、健康推進事業、これは何人ほど受診されたのか。それから 1 5 ページの 3 目の農業振興費、アライグマの協議会設立されてますけど、どこに設置されたのかということです。それから、1 9 ページの 1 目の学校管理費、これは学校でも委託されるような事業があるのかと思うんですが、その内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘） 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

まず、雑入のところで移転補償費という金額でございますが、まず総務所管でいきますと、こちらのうちの 3 8 8 万円が井手小学校の前の道を拡張するに当たりまして、消防車庫を移設する必要が出てきました。その消防車庫の補償費として 3 8 8 万円が入ってくる見込みということでの数字が 1 点ございます。京都府から補償で入ってくるという見込みで計上させていただいております。

それと、京都市町村消防賞じゅつ基金協会解散清算金ということで、こ

こちらにつきましては、消防活動などをされて、例えば殉職されたりもしくは障害が残られた場合、そういうような危険な業務に携わっていただいてもそのようになられた場合につきましては、こちらの基金の協会、財団なんですけれども、そちらの方から金額を支給されるというふうなものなんですけれども、実際その財団法人が解散になって、市町村で受け付ける額、消防団員割りの人数によって受け付けた額が172万9,000円というふうなことで、収入として上げさせていただいているという形になっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの村田晨吉議員のご質問にお答えします。

14ページ、健康増進事業につきまして、こちらにつきましては、後期高齢者の健康診査分でありまして、280名分を今回補正をさせていただきました。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村事業担当理事。

理事(中村秀一) 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

アライグマ防除京都広域協議会の件についてであります。事務局は京都府が担っておりまして、事務所は京都府庁内に置くというふうに決められております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長(木田修司) 教育関連の出につきまして、19ページの小学校の委託料でございますが、これは井手小学校前の歩道拡幅に伴いまして、来年度工事するために事前にその工作物の設計を委託しようとするものでございます。

また、入の方で先ほど総務課長が答えました金額の差額105万円につきましても、京都府から入ってくる予定になっているものでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 12ページの民生費の子育て支援講習等事業、運動用具等購入、子育て支援掲示板購入、これを具体的に教えていただきたい。それと、18ページの消防車庫整備ということで、移設場所が玉泉苑の近くというように、地図もらってますけども、具体的に玉泉苑のどの辺に予定されているのか、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 中坊議員の質問にお答えします。

12ページの子育て支援講習等事業と運動用具等購入、子育て支援掲示板購入の事業の内容でございますが、今回の子育て支援講習等事業につきましては、1点は子育て支援センター事業の一環としまして親と子が触れ合える、一つはパネルシアターの実施を考えております。また、保護者の育児疲れを少しでもリフレッシュする事業として、バランスボールを取り入れたリフレッシュ事業、それと、ストレッチ、柔軟体操で心と体をリフレッシュしていただく事業を取り入れて考えているところでございます。

次に、運動用具等購入事業につきましては、今回3保育園を対象に運動用具として三輪車、また2輪なり3輪のスクーターなどの用具を考えているところでございます。

それに続きまして、子育て支援掲示板の購入でございますが、これにつきましては、保育園の事業の掲示や、また子育て支援センターでの情報の発信機能を充実させるために、保育園3園に設置をする予定をしております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本課長。

総務課長（脇本和弘） 中坊議員の質問にお答えします。

消防車庫整備の補正予算計上させていただいている分の設置場所なんですけれども、老人福祉センター玉泉苑の敷地内で検討しております。場所につきましては、玉泉苑の一番西べら、西側の、昔、空調設備を変えたときに、

以前にそこに電気動力があったスペースが若干ございますので、そのスペースを有効に活用させていただきまして、そちらの方に消防車庫を設置しようと検討しておるところでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 10ページですが、基幹業務システムの更新ということなのですが、債務負担行為で23年、24年9、400万ということで、それもとられているんですけども、23年度、これ、補正で出てきたんですが、2年間でどういう割り振りでやっていかれるのか、備品購入費が1,100万ということですが、その内訳をお願いします。

それと次は12ページ、子育て支援医療の関係ですけれども、子育て支援医療が拡充されて中学生にも適用になるようになって、大変それは結構なんですけれども、子供が学校でけがをした場合の医療費の扱いなんですけども、小学生も一緒やとは思いますが、中学生はクラブ活動等でけがをすることも多いですので、学校から養護教諭等が付き添いで行くような場合ですと、こういうふうにしてくださいということはお願いできると思うんですけども、帰宅後に異常を感じて行くと、でも実際原因は学校で起こったけがやというような場合、保護者は医療機関を受診されたら当然子育て支援医療で無料と、200円窓口負担要りますけども、そういう形で支払わないで帰ってこられると思うんです。でも、実際、健康スポーツ医療機構か何か、そういうのに学校は入ってますね。その掛金も町から出しているわけで、学校で起こったけが等の治療費はそこから負担してもらえと思うんですけども、では医療機関の方がそれを請求するというようなことが徹底できているのか、けがの場合、町外の医療機関へ行かれることも多いと思うんです。その辺が子育て支援医療で全部町が負担するという筋合いはないんじゃないかと、掛金払ってるんだから、スポーツ健康機構の方で払ってもらえるようにしなあかんと思うんですけども、その辺の、どういう取り扱いになっているのかをお尋ねをいたします。

それと、14ページの健康増進事業で、先ほど説明があった後期高齢者の方の健康診断、280名分補正したということですが、非常に数として大きいと思うんです。後期高齢者の方というのは大体1,000名弱かなという

ふうに思うんですけれども、全員受けていただくものであれば、最初から、当初予算から予算とらなあかんし、啓発によって受診者がふえたということであれば大変結構なことなんです、今後も全員、対象の方受けていただけるような、そういう措置が行えるのかどうかを、お尋ねをいたします。

それと、21ページの給与表ですけれども、今回、職員の方々は人勧に沿った形で減額をされたところ、ところが、国家公務員の方は給与削減法案は流れまして人勧実施もされない、給与削減も今のところないと、これは余りにもひどい給与削減法案、世論の力もあって実施できなかったということもあると思うんですけれども、ところが地方の方は、町の職員さんは人勧きちっと守って削減やと、本当に割に合わんなと思っておられる職員の方多いんじゃないかと思うんですが、21ページで言いますと、特別職の期末手当ですけど、補正前より期末手当下がってるんです。その他の手当が5万円やったのが補正後30万4,000円に、これはふえてるんです。一般職員の方の手当はいろいろと削減されているんですけど、これどうして、その他の手当というのがふえているのか、どなたのどういう手当なのかということをお伺いしたいと思います。給料は、特別職の場合は条例規定で決まっていますし、それはさわってないわけで、依然として高額のままなんです、その上手当がふえるというのはどういうことなんでしょう。期末は減っているのにという説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田企画財政課長。

企画財政課長(木田昭弘) まず10ページの方の基幹業務更新につきまして、ご説明申し上げます。

まず、今年度の実施を予定していますが、備品購入費とそれからシステムのデータ移行等を予定しております、こちらの方はまずサーバー機の方の購入を予定しております。それから、その関連ソフト、周辺機器を今年度中に整備をしていくということで予定をしております。実際の基幹業務のシステムを入れ替えるのを来年度、それからその業務用の端末のパソコン、プリンター等は来年度というような予定で、来年度中にシステムを更新していくという予定にしております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 木田教育次長。

教育次長（木田修司）　　ただいまの谷田議員さんの子育て支援の医療費の關係の部分について、学校関係とのかかわりについてのご質問であります、言われています日本スポーツ振興センターが災害共済給付をして、その保険に町独自で入っているわけですが、もともとこの制度で以前から活用してきました、実際の対応につきましても、つき添いの先生方また保護者の方に以前から毎年説明をしてきているところでもあります。その中で町独自の制度ができましたので、その取り扱いについて優先順位として、当然、町単費事業よりもこちらの共済給付が優先するというを説明し行っているわけですが、この間また改めまして個別に具体的に説明していくということを進めていこうということで、原課の方と調整しているところがございます。また、学校の方とも調整しながら、説明会をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘）　　谷田議員の特別職の手当等々のご質問でございます。まず、期末手当が下がっているというふうなことにつきましては、参与がこの4月からお越しいただいているということがございまして、在職期間による割り落しの減でございます。それとその他の手当の増につきましては、こちらは通勤手当につきましては参与の設置に関する条例において職員の例によるということで出ておりますので、その増加分ということになります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一）　　ただいまの谷田議員のご質問、14ページ、健康増進の高齢者の健診の件ですけれども、今回、先ほども答弁させていただいたように、280名の補正を組ませていただいたわけですけれども、当初予算編成等では前年度までの一定状況を見ながら、それを見込んだ形で予定をさせていただいて積算をしているものであります。また、当然こういった健診については全員受診いただけるのが当然のことでありまして、不足する分については今回の状況のような形で補正もあるのかなというように考えております。ただ、今も申し上げたように、次年度以降につきましては今回の状況、受診勧奨等をさせていただきましてこのような多くの方が受診いただ

いたことを踏まえて、編成に当たっては留意していきたいというふうに考えております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 済みません、先ほども消防車庫のことでお聞きになられたことがあるんですけども、もう少し詳しく聞きたいんですけども、これ、石垣の消防団の消防車庫と思うんですけども、これは第1分団第3部の部長と話し合いをされたのか、それともまた区長さんも交えて話をされてそこに決定されたのか、そこら辺のところをちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘） 私どもは府道の井手小学校前の拡張工事の際、入ってくるというふうなことも情報を得まして、今現在、消防団の支部長、石垣区の消防団支部長とも相談をしながら、相談をさせていただいた内容としては、消防団として適地があれば、地域のことをよく知っておられるので、そのような場所を探してほしいというふうなことで、何点か当たっていただきました。それで、消防団の支部長の方はまた区長の方にも相談をされて、若干概要についても区長の方からもお伺いいただいたこともございます。結局、そのようなことをいろいろ検討していただいた中で、その、玉泉苑の一番西べらぐらいの場所になりますけれども、そちらの方が今言っている一番適地であろうというふうな回答をもらいまして、そしてそこで設計と言いますか、実施を考えていっているというところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 14ページの健康増進事業の件ですけど、280名補正というのは大きい数やと言わせてもらったんですけど、要するにそれは後期高齢者の方向何人で、何人分予算化してたのか、それで今度280人分ふやして何人分になったのかと。最初からこんなに受けはらへんやろうと見積もっ

ているということがいかんと思うんです。今度からは実績に応じてということやけど、皆さん受けてくださいよと言っているのに、予算は受けてくださいよと言ってる分のこれだけしかとってないというのはちょっとひどいんじゃないかというのが1点と、それと学校でけが等した場合の日本スポーツ健康センターの優先、共済給付という点ですけど、実際親御さんが学校原因のけがで行って、お金払わんと帰ってきはったという場合、その部分は実際返ってくるんですか。スポーツ健康センターから。健康センターの方の給付は、保護者が支払った分の補てんということに限られていると思うんですよ。だから、これから啓発はしてもらおうと思うんですけども、実際そんなことわからずに、余り詳細なことを気にせずに、支払わんと帰ってきはった場合、それはほんまに後からそのスポーツセンターからもらえるのかという話です。それができへんのやったら、保護者の人には学校でけがしたときにはちゃんとお金払ってきてくださいと言わなあかんわけでしょ。それは保護者にとつたらかなり大変なことですよ。しかも、けがやったらレントゲン撮らんなんわとか、結構な額かかると。やっぱりせつかく医療費の負担心配せんとお医者さんに行けるという制度を井手町は持ったわけですから、その部分も払わんと済みますと、せやけどもスポーツセンターからはちゃんと共済給付は受けられますよというふうに、何とか調整をしてほしいと思うんですけども、今現在はやっぱり払ってこないと給付受けられないんでしょう。払わんと帰ってきても、給付は受けられるんですか。町が直接。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 日本スポーツ振興センターの方の災害給付の関係でありますが、現在、当然、今言われてますように、単純に医療費が無料やということで理解されて、払われないケースということで、今、個々に確認しているわけではございません。ただ、そういうことが出てくる可能性が十分ありますので、今後そういうことのないように理解していただけるような説明を丁寧にしていきたいというふうに考えております。また、今まで、私聞いているのは、窓口で払って保険がおりてきたと、それを保護者にお返しするときに、いや、それは要らないんやというような保護者の方もおられるということは聞いておりますが、今言われているケースについて、ちょっと正確には今わかりませんので、答えるのはまた改めてさせてほしいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) 今、教育次長の方が答弁した件について、私の方の子育て医療の関係で、ちょうど調べておりましたことがありますので申し上げます。

まず、この日本スポーツ振興センターのスポーツ保険につきましては、健康保険等の医療保険を使って10割負担、要するに全部支払う金額が5,000円以上が対象となるものでございます。それで、先ほどお話のように、窓口での負担3割、これを一たん支払いをしていただきまして、スポーツ振興センターの方にそういった医療の給付を受けたよという申請をいただいて、スポーツ振興センターの方から給付が下りてくるものでございます。それをまずやっていただかないと、先に子育て支援医療を使っていただくような形になりますと、この分が返ってこなくなる、このスポーツ振興センターと井手町との方の求償という形のものができなくなりますので、まずそういった3割負担をきちっと医療機関の窓口で支払っていただくということを確認させていただくということで、今、教育委員会とそういったことで打ち合わせをさせていただきまして、この14日にも各学校の先生方と含めてそういったご説明もさせていただきながら、今後の運用について検討してまいるといような状況でございます。

それと、2点目の健康増進の高齢者の関係ですけれども、280名今回ふえたということは、この23年2月に広域連合の方から受診勧奨ということで、受診率を向上していただきたいという旨の事務連絡がありまして、各市町村でいろいろ取り組まれている中で、井手町の方でも受診勧奨という形でこれまで申請をしていただいて受診をいただくという方法をとってまいったわけですけれども、今回すべての方に再度ご案内と受診票というものを一緒に送らせていただきましたところ、今回のように多くの方が受診をいただいたということでございます。それと、当初予算を余りにも低く見過ぎているのと違うかと、受診を前提に考えていないのと違うかというようなご指摘があったわけですけれども、これは先ほども申しましたように、前年度以前の実績を踏まえて積算をしてやっているものでございまして、その辺は議員がおっしゃっている内容とはかなり違うと、私は思います。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 今、答弁に後期高齢者の数がなかったのので、後期高齢者大体何人で、何人分見積もって今回何人受診しはったのか。もう受診は終わりですか。まだこれから受診できるんですか。もう確定やったら何人受診しはったのかという数をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） ただいまのご質問ですけれども、先ほど少し漏れてまして申しわけございません。

当初予算では対象者が1,000人で、受診者数を220名として予算を計上させていただいております。受診期間につきましては7月1日から10月末ということでありまして。しかし、最終請求が上がってくるのは2カ月おくれになりますので、この12月の末に請求がまとまってくるというようなことですので、最終的な数字ははっきりと今申し上げることはできません。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより、議案第45号、平成23年度井手町一般会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第45号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時20分。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第9、議案第46号、平成23年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（議案第46号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 15ページですが、減額補正かと思いきや、増額なんですけれども、時間外の手当50万円ということで補正されていますが、特別な業務があったのでしょうか。それと、賃金で検針の業務8万円ということですが、賃金職員さんに検針をやらせてもらっていると。どのぐらいの範囲でどういう条件で、1軒幾らとか時給幾らとか、そういう条件面はどうなっているのでしょうか。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島上下水道課長。

上下水道課長（中島一也） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

時間外手当の増につきましては、当初で見込んでいた事務量より約200時間程度増額するというふうに見込んでおりました、今回補正させていただいたところでございます。あと、賃金職員による検針業務につきましては日額5,900円、範囲につきましては、井手水道につきましては井手地区全域を2名の臨時職員さんで検針に回っていただいているという状況でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 200時間の増というのは、特別に何か、漏水検査せんなんとか何か、そういうことなしに、通常の業務でやっぱり足りなかったということですか。

それと、検針の賃金職員さんのことですが、これは当初からこういう形でやっておられたんですか。年度途中で変わったんですか。いつからこういう形でやられるのかというのをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中島上下水道課長。

上下水道課長(中島一也) 時間外手当の業務の内容でございますけども、水道事業だけの増額ということになりますけども、上下水道課自体2名減になっている中で、いろいろ調整、やりくりしながらみんなで行っているわけなんですけども、滞納整理とかそういった業務等々がまだこの程度見込まれるということでございます。

あと、賃金職員による検針業務につきましては、当初予算1名を予定しておりましたけども、職員数が4月に2名減になった影響から、2名で回っているという状況が生じたため、今回補正させていただくものでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これにて討論を終結します。

これより、議案第46号、平成23年度井手町水道事業会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第46号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第47号、平成23年度井手町多賀地区簡易水道

事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（議案第47号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 6ページですが、職員の給与費が多賀水の場合は減額になってなくて、少しずつふえてる。職員さんの年齢とかにもよるので、そういうことはあると思うんですけども、その一方で負担金補助及び交付金の方は減額というのはどういう理由なのでしょう。

それと、同じく給与費の下に業務管理費で賃金というのがありますが、これも井手水と同じく検針業務を賃金職員さんをお願いしているということなのか、こちらの方の人数や条件、多賀水全部やっておられるかどうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 上下水道、中島課長。

上下水道課長（中島一也） 給与費の関係については、後ほどお答えしたいと思います。業務管理費の賃金につきましては、井手地区と同じように2名の職員さんに多賀地区全域を回っていただいているということでございます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

総務課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えします。

人件費の関係でございますけれども、まず、増加になったのは異動による職員が若干高い職員がそちらへ異動したというふうなところでございます。

あと、負担金関係につきましては、率等々がございまして、結果としては下がった形になっておるということでもあります。

それとあと、2款の方につきましては、1人職員が不要になったというふ

うなことで、全額落ちているという形になっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道担当理事。

理事(松山正伸) 賃金の関係のご質問でございます。井手水の方と同様の作業内容で、今回減額分を補正するというところでございますので、ご理解をよろしくお願ひします。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより、議案第47号、平成23年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第47号は原案のとおりに決することに賛成の議員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第48号、平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道担当理事。

理事(松山正伸)

(議案第48号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番（谷田 操） ページ数で言いますと9ページで、職員さんの数が1名減になっているんですね。先ほど多賀水の方でも1名減になっていて、上水、井手水の方は職員さんの数は変わらないんですかね。結局、理事と課長と上下水道課という、一般職員は全部で何人ですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 上下水道、中島課長。

上下水道課長（中島一也） 理事と課長を除きまして5名でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。

よって討論を終結します。

これより、議案第48号、平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第48号は原案のとおりに決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月16日午前10時から会議を開きます。よろしく願いいたします。

散会 午後 2時40分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 森 田 泰 雄

署名議員 谷 田 操